

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用について (建築工事)

1. 概要

国は、中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めてきたところであるが、今般、当該対応に係る運用を開始することとされた。これを踏まえ、豊川市においてもこれに準じた運用を開始することとする。

2. 用語の定義

- ・調達検討資材：供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材
- ・別途調達経費：次の（１）、（２）の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としないが、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行うものとする。
 - （１）調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - （２）設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（請負者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

3. 対象工事及び適用日

- ・対象工事：本市が発注する建築工事（土木工事を除く）を対象とする。
- ・適用日：令和８年７月 ７日
 - ※新規発注工事で特記仕様書に示す対象工事は以下のとおりとする。
 - ・令和８年７月２７日以降に入札等審査委員会専門部会（工事）に諮る工事から適用。
 - ※なお、令和８年７月２６日以前に入札手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注間で協議が整ったものから適用する。

4. 調達建設資材

対象となる調達建設資材は、以下のとおりナフサを由来とする建設資材とする。なお、対象となる建設資材については、一般財団法人経済調査会や一般財団法人経済物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、請負者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合は、請負者から調達検討資材に関する追加等の条件変更確認請求通知（工事打合

簿)を受領し、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、条件変更確認通知(工事打合簿)を行うこと。

- ・塗料(さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む)、防水材(シーリングを含む)、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム等)、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板等

5. 運用に係る手続き

- (1) 本運用の対象工事である旨を、特記仕様書等に記載(電磁的記録を含む。)する。
- (2) 工事発注時点で、調達検討資材を想定し、発注者は特記仕様書等に対象となる調達検討資材を別記1の記載例を参考に明示する。既契約工事においては、受発注者間の協議の上、調達検討資材を設定する。
- (3) 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、請負者は、購入する前に「調達検討資材に関する協議書(様式1)」を監督職員に提出し、協議する。調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
- (4) 設計変更に際し、請負者は「調達検討資材に関する実施報告書(様式2)」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等(以下「証明書類」という)の資料を監督職員に提出する。
- (5) 代替資材を調達する場合、請負者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を監督職員に提出する。
- (6) 設計変更にあたっては、設計図書に代替資材の規格・仕様の記載又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要とする調達をした旨を別記2の記載例を参考に記載する。なお、代替資材を調達する場合、設計者や施設管理者等との協議など、通常の設計変更と同様の手続きが必要なことに留意すること。
- (7) 設計変更理由は以下のとおりとする。

【設計変更理由】

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの。
 - ア 自然現象、その他不可抗力による場合
令和8年7月7日付け中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用に基づき資材価格を変更する。
- (8) 妥当性が確認された別途調達経費について契約変更の対象とする。請負者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- (9) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条(スライド条項)の対象外とする。

- (10) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
- (11) 請負者より疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(別記 1) 特記仕様書等における記載例

【中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更】

1. 本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材（以下、「調達検討資材」）について、調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更により計上をする工事である。
2. 調達検討資材は表一〇とする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表一〇 調達検討資材

資材名	仕様・規格
塗料	
防水材	
断熱材	
硬質ポリ塩化ビニル管	
構造用合板	

(※工事の内容に合わせて、仕上表等の記載の項目をもとに記載すること。)

3. 請負者は、次の①、②のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員に「調達検討資材に関する協議書（様式 1）」を提出し、協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（請負者が流通経路を見直して調達した場合も含む）
4. 設計変更に際し、請負者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式 2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。
5. 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。請負者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
6. 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。
7. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(別記2) 設計変更時の設計図書における記載例

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 変更一式	
代替資材	資材名
流通状況を踏まえた調達経費が必要な資材	資材名

※代替資材を調達した場合は、通常の設計変更と同様に設計図書に特記する。

6. 積算方法

(1) 設計変更を行う対象数量

- ・積算に用いた数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。

(2) 設計変更に用いる材料単価

- ・請負者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。
- ・実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- ・妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。

(3) 別途調達経費の算出法

- ・(2) で算出した材料単価と設計変更前の積算に用いた材料単価の差額に (1) の対象数量を乗じて求める。
- ・設計変更前の積算に用いた材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用し、求める。
- ・材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の価格の変更が含まれていない証明書類の提出を請負者に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。

【イメージ】国資料「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」参照

様式1

調達検討資材に関する協議書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	調達予定 価格	中東情勢の 影響	添付書類番 号

(注)

- 種別は、①又は②を記入する。
 - 調達検討資材の代替資材を調達する場合
 - 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（請負者が流通経路を見直して調達した場合も含む）
- 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督職員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて監督職員に提出する。
- 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。

様式2

調達検討資材に関する実施報告書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	購入価格	証明書類	証明書類番 号

(注)

- 種別は、①又は②を記入する。
 - 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となった場合（請負者が流通経路を見直して調達した場合も含む）
- 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。
- 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。

附則

この運用は、令和8年7月7日から施行する。